

修学旅行利用促進キャンペーン実施要綱

(目的)

第1条 茨城空港利用促進等協議会会長（以下「会長」という。）は、茨城空港における修学旅行利用を促進するため「修学旅行利用促進キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施する。

(事業内容)

第2条 キャンペーンの内容は次によるものとする。

事業内容	対象期間内に茨城空港を発着する航空便を利用して、修学旅行・部活動を実施した場合、茨城空港と学校間の送迎に係るバス費用の一部を助成する。
対象者	学校（アウトバウンドに限る。）
対象期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(学校の定義)

第3条 この要綱において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する公共職業能力開発施設若しくは農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設又はこれらに準ずるものとして茨城空港利用促進等協議会会長（以下「会長」という。）が認めるものをいう。

(助成額)

第4条 助成金の対象となる経費及び交付額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする学校の代表者（以下「申請者」という。）は、旅行開始の1ヶ月前までに助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請書を審査し、これを適当と認めたときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第7条 申請者は、交付申請書記載の事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更するときは、変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認をするときは、必要に応じて交付決定を変更し、又は条件を付することができる。

(助成事業の中止)

第8条 申請者は、助成事業を中止するときは、速やかにその理由を記載した取り下げ書を提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求等)

第9条 申請者は、助成事業の完了日から1ヶ月以内に、実績報告書（様式第4号）及び助成金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、気象条件その他の学校の責に帰さない理由により助成事業の内容に変更が生じた場合は、その理由を申請者から文書をもって聴取し、当該変更が真にやむを得ない事情によるものと認めるときは、申請書どおりに助成事業が実施されたものとして取り扱うことができる。

(交付金額の精算、確定及び交付)

第10条 会長は、前条の実績報告書に基づき、助成金の額を精算のうえ確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の確定を行った後に、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成事業を中止したとき。
- (3) 空港発着の定期便等を利用しなかったとき（第8条第2項の規定により会長が認めた場合を除く。）。
- (4) 交付申請の内容と助成事業の実績内容が著しく異なるとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表（第 4 条関係）

助成対象経費	バスの賃借料及び運行費用とする。
助成限度額	バス 1 台あたり 3 万円とする。 ただし、助成対象経費が、送迎したバスの台数に 3 万円を乗じた金額より低い場合は、助成対象経費相当額を助成するものとする。